

平成 28 年度

川本町商工会情報誌

No.237 平成 29 年 1 月発行

SHOKOKAI MAGAZINE

川本町商工会

TEL (0855) 72-0123 FAX (0855) 72-2516

MAIL: kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp

HP: http://kawamoto.shoko-shimane.or.jp



年頭のご挨拶



川本町商工会
会長 岡田耕作

新年、明けましておめでとうございます。
 昨年、商工会の各事業につきましてご協力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
 本年も昨年と同様宜しくお願い申し上げます。

さて、平成 28 年を振り返りますと、我々小規模事業者が持続的発展する為に創設された、今迄にない画期的な『小規模事業者持続化補助制度』を多くの商店・企業が継続して活用申請され、持続的経営改善を行なわれました。そして、経済産業省の認定を受けた経営発達支援計画に基づく伴走型小規模事業者支援推進事業により昨年 12 月に“空き店舗情報サイト”のホームページを開設しました。空洞化しつつある商店街の活性化を目指し、空き店舗や事業承継を含めた情報により日本全国からの I・U ターン者を招致したいと考えております。そして、昨年 6 月に要望を提出して現在町当局で制定の検討を進めて頂いております。地域や小規模事業者が元気になる事を理念とする『小規模企業振興基本条例』を町当局をはじめ町議会のご理解のもとに、年度内制定して頂ける様協力して行きたいと考えております。

一方、JR 三江線廃止届けが国土交通省に提出された事を受け、“新交通システム”の施行に向けて川本町商工会も地元経済団体としての意見具申を行ないたいと考えております。

地域経済は景気回復の実感に乏しく、厳しい経営環境が続くことが懸念されていますが、窓口指導の強化と円滑な資金調達を図ります。今後、経済の好循環が地方にまで浸透し、地域経済の再生、さらには地域創生が図られる為に経営計画策定支援など経営課題の解決に努め、個々の企業に寄り添いながら常に伴走する存在で会員企業の活力強化と元気な地域作りを目指します。そして、補助金制度を活用して課題解決と経営改善の具体的な支援を推進したいと考えております。

また、事業の推進に当たりましては、会員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本年も、商工会の組織力強化と職員の資質やヤル気とスキルの向上に務め、信頼される商工会、必要とされる商工会、企業支援と地域振興に貢献する商工会を目指して、全役員職員精一杯努力する覚悟でありますので、本年も引き続きご支援頂くことをお願い申し上げ、年頭のご挨拶と致します。

マイナンバー制度のお知らせ

特定個人情報保護規定によりマイナンバーの取扱いをする場合、事業者さんと商工会との間で取り交わす書類が必要になりました。

- ① 同意書
(兼利用者識別番号の利用同意書)
・ ・ 毎年
- ② 委託契約書
(特定個人情報の取扱いに関する委託契約書)
・ ・ 初年度のみ

決算申告をする時、マイナンバー(個人番号)と印鑑を持参してください。

詳細は商工会へお問い合わせください

年末調整のご案内

商工会では年末調整の作成支援事務を承ります。

納期限: **平成 29 年 1 月 20 日(金)**

必要書類: 1. 扶養家族の氏名・生年月日

2. 生命保険の控除証明書
3. 地震保険の控除証明書
4. 国民健康保険、国民年金保険料の金額
5. 小規模企業共済掛金額
6. 住宅借入金等特別控除の明細書
7. 中途入社の子社員や従業員については、前の会社の源泉徴収票
8. 税務署より送付された納付書等書類一式

マイナンバーの記載欄が設けられています。従業員の方に、利用目的を伝え、マイナンバーの取得を行ってください。



平成 28 年分 確定申告のご案内

平成 28 年分の確定申告の時期は 2 月 16 日(木)~3 月 15 日(水)までです。(還付申告の場合は、2 月 15 日(水)以前でも申告書を提出することができます。)川本町商工会では毎年、個人事業者の方の決算・申告委託業務を行っておりますが、大変混み合いますので、納税者の方にはできるだけ早めの準備をしていただき、必ず期限内に申告をしていただきますようお願い致します。

平成 28 年分確定申告期間

平成 29 年 2 月 16 日(木) ~ 3 月 15 日(水)

確定申告に必要な書類

- ・ 平成 28 年分の収支金額の確認ができるもの(決算書、収支内訳書等の明細書・計算書、必要経費の領収書)
- ・ 12 月末日の決算棚卸表
- ・ 預金・借入金の残高証明書
- ・ 平成 27 年分の決算、申告書の控え
- ・ 公的年金の源泉徴収票
- ・ 国民年金、国民年金基金の支払証明
- ・ 生命保険、地震保険料等の控除証明
- ・ 医療費控除等を受けるための領収書、証明書(補填があった場合は、金額のわかるもの)

確定申告はお早めに



その他 1 月の税務

- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告
- ・ 給与支払報告書の提出
- ・ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
- ・ 源泉徴収票の交付及び税務署への提出
- ・ 支払調書の提出

1 月 31 日締め切り

最低賃金

696円

これまでの最低賃金

必ずチェック!

時間額

718円

【発効日】
平成 28 年 10 月 1 日

主な行事予定

- | | | |
|--------|----------|-------------|
| 新春講演会 | 本町会館 | 1 月 27 日(金) |
| H28 年度 | 第 5 回役員会 | 3 月 29 日(水) |
| H29 年度 | 第 1 回役員会 | 5 月 19 日(金) |
| H29 年度 | 通常総会 | 5 月 26 日(金) |

H28 重点事業「空き店舗情報サイト」開設しました!

事業者の高齢化や後継者難により廃業の相次ぐ中心市街地(弓市地区)は、集積度の高い町並みですが、このままでは買い物機能の低下が避けられない状況にあります。

商工会ではこうした状況に歯止めをかけるため、空き店舗情報や後継者マッチングの応募情報を調査集約したホームページを作成する事業に取り組んできました。

本事業はネットを通じて全国へ情報発信し、田舎の町でも地域との関わりを大切にしながら事業をしたい等、多種多様な価値観を持った方々に川本町へ移住していただきながら起業を目指す方を募集することを目的としています。

□サイト開設日: 平成 28 年 12 月 26 日(月)より

□サイト URL:

<http://www.help-kawamoto.jp/>

賑わいのある街の再生を
皆さんで支えましょう!!



雇用保険の適用拡大等

平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となります。

平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合・・・

雇用保険の適用要件に該当する場合は、雇用保険被保険者資格取得届を提出してください。

平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合・・・

雇用保険の適用要件に該当する場合は、平成 29 年 1 月 1 日より雇用保険の適用対象となります。資格取得届を提出してください

平成 28 年 12 月末時点で高齢者継続被保険者である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合・・・

届出は不要。(自動的に高齢者被保険者に被保険者区分が変更されます。)